

## 西松浦地区合併協議会幹事会規程

### (趣旨)

第1条 この規程は、西松浦地区合併協議会規約（以下「規約」という。）第11条第3項の規定に基づき、西松浦地区合併協議会（以下「協議会」という。）の幹事会の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

### (所掌事務)

第2条 幹事会は、協議会の会長（以下「会長」という。）の指示を受け、協議会の会議に提案する事項について協議又は調整をする。

### (組織)

第3条 幹事会は、幹事をもって組織する。

2 幹事は、別表に掲げる職にある者をもって充てる。

### (幹事長及び副幹事長)

第4条 幹事会に、幹事長及び副幹事長を置く。

2 幹事長及び副幹事長は、幹事の互選による。

3 幹事長は、会務を掌理し、幹事会を代表する。

4 副幹事長は、幹事長を補佐し、幹事長に事故あるときは、その職務を代理する。

### (会議)

第5条 幹事会の会議は、幹事長が必要に応じて開催し、幹事長はその会議の議長となる。

2 幹事会は、必要に応じて関係者等の出席を求めることができる。

### (報告)

第6条 幹事長は、幹事会の協議又は調整の経過及び結果について、協議会に報告しなければならない。

### (庶務)

第7条 幹事会の庶務は、規約第12条第1項に規定する協議会の事務局において処理する。

### (委任)

第8条 この規程に定めるもののほか、幹事会の組織及び運営に関し必要な事項は、幹事長が別に定める。

附 則

この規程は、平成16年11月15日から施行する。

附 則

この規程は、平成17年 4月 1日から施行する。

附 則

この規程は、平成18年 1月 1日から施行する。

別表（第3条関係）

団体名	職 名
有 田 町	助 役
	商工観光課長
	財政課長
	企画情報課長
	議会事務局長
西有田町	助 役
	総務財政課長
	企画政策課長
	共立病院事務長
	議会事務局長
事 務 局	事務局長
	事務局次長

<新旧対照表>

西松浦地区合併協議会幹事会規程

(旧)

別表(第3条関係)

団体名	職名
有田町	助役
	総務課長
	財政課長
	企画情報課長
	議会議務局長
西有田町	助役
	総務財政課長
	企画政策課長
	共立病院事務長
	議会議務局長
事務局	事務局長
	事務局次長

(新)

別表(第3条関係)

団体名	職名
有田町	助役
	商工観光課長
	財政課長
	企画情報課長
	議会議務局長
西有田町	助役
	総務財政課長
	企画政策課長
	共立病院事務長
	議会議務局長
事務局	事務局長
	事務局次長

平成 1 8 年 1 月 3 0 日

西松浦地区合併協議会 様

西松浦地区合併協議会

幹事長 江 崎 幹 夫

第 2 3 回幹事会における協議等の結果について(報告)

平成 1 8 年 1 月 1 9 日に第 2 3 回幹事会を開催し、協議及び調整を行いましたので、西松浦地区合併協議会幹事会規程第 6 条の規定により下記のとおり報告します。

記

(1) 第 1 7 回協議会協議事項等について

**確認事項** 第 1 7 回協議会の協議事項等について、協議・調整を行いました。

(2) 一元化調査票(ランク B)の確認について

**確認事項** 幹事会で確認すべき一元化調査票(ランク B)について、協議・調整を行いました。

(3) その他について

**確認事項** 総務部会からの諸調整事項、引っ越しに係る事項等について、協議・調整を行いました。